

役員報酬 支給規定

制定 平成19年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、認定特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京(以下「当法人」という。)の常勤役員報酬の支給について定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、常勤役員(職員に準じて勤務する役員及び一週のうち決まった曜日に勤務する者で本規則の適用を受ける役員)に適用する。

(常勤役員報酬の意義)

第3条 この規則における常勤役員報酬は、当法人が役員に対し、常勤役員としての職務執行の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第4条 理事長は、理事会の議決を経て、常勤役員に報酬を支給する。

(報酬の種類)

第5条 常勤役員報酬は、報酬月額及び特別手当とする。

- 2 報酬月額は、理事長が一箇月10万円以上50万円未満の範囲で定める。
- 3 特別手当は、職員給与規程に定める職員の特別手当の支給基準に準じて支給する。
- 4 使用人兼務常勤役員報酬は、その兼務の状況によって常勤役員報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、常勤役員報酬一本で支給することができる。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第7条 常勤役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

- 2 所得税、社会保険料等及び控除することについて本人から申出のあった立替金、積立金及び貸付金は、毎月の役員報酬から控除する。

(日割計算)

第8条 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任した時、あるいは死亡したときは、

常勤役員報酬は日割計算で行うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

正職員給与規程

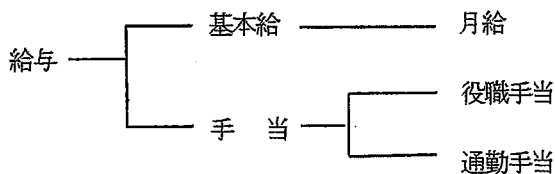
第1章 総則

(適用範囲)

第1条 常勤正職員の給与については、本規程による。

(給与の構成)

第2条 給与構成は次のとおりとし、原則として勤務した時間に応じて支給する。



(計算期間と支払日)

第3条 給与は、当該年度1月1日から起算し、年度末日までとして計算し、年俸額の14分の1を毎月10日に通過で直接本人に支払い、残りの14分の2を二分して7月と12月に賞与として支払う。

2. 前項の規程にかかわらず、職員から金融機関の口座払いの申し入れがあった場合は、本人が指定する預貯金口座への振込によって支払うことがある。この申し入れは、法人所定の申込書により所属長を経由して行われなければならない。給与を口座払いで支払った場合には、振り込み金額等を記載した支払い明細書を交付し、同日に払い出しができるようにする。

(給与の控除)

第4条 次に掲げるものは、給与支払いの際に控除する。

但し、第6号以下については、職員代表との控除協定により、職員の了解のもとに控除する。

- (1) 給与所得税
- (2) 市町村民税
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料
- (6) 法人の貸付金の当月返済分
- (7) 個人より申し入れのあった預貯金等
- (8) 食事費の個人負担分
- (9) 法人の立替金または住宅手当等の会社立替金の返済分
- (10) 職員積立金

(死亡および退職時の支払い)

第5条 職員が退職し、または解雇された場合においては職員から、死亡した場合には家族からそれぞれ給与の支払請求があったときは、7日以内に既往の労働に対する給与を支払う。

(職員の遺族の範囲および順位)

第6条 職員が死亡した場合における既往の労働に対する給与の支払いは、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の遺族補償を受けるべき者に関する規程に定めるところに準じてこれを行うものとする。

第2章 給与の計算基準

(出勤率の計算)

第7条 出勤率の計算は前月1日から前月末日までを単位とし、欠勤、遅刻、早退および私用外出の不就業時間は時間計算により減給する。

(出勤率による給与の減額)

- 第8条 遅刻、早退、欠勤などにより、所定就業時間の全部または一部を休んだ場合においては、その休業した時間に対する基本給を支給しない。但し、状況その他の理由により基本給の全部または一部を支給する場合もある。
2. 給与締切期間の中途において入社又は退職した者の当該締切期間の給与は勤務した期間に対して支給する。
 3. 欠勤する場合、当日始業時まで連絡のない場合は無断欠勤とみなし、その月の給料より1日につき基本給の25分の1ずつ差し引く。但し、状況その他の理由により給料を差し引かない場合もある。
 4. 月給者は、欠勤した時は1日につき基本給の25分の1ずつ控除する。但し、状況その他の理由により給料を差し引かない場合もある。

(中途入社者、退職者および復職者、休職者の給与計算)

第9条 給与計算期間の中途において入社、退職または復職、休職した者の給与の計算は時間計算とし、実労働時間相当額を支給する。但し、休職者については給与を支給しない。

(業務上の傷病による休業者の取扱い)

第10条 業務上の傷病により休業する期間(特別休暇および休職期間)中は、給与を支給せず労災保険法の休業補償を受給することとする。但し、最初の3日間についてのみ平均給与の100分の60を支給する。

(業務外の傷病による休業者の取扱い)

第11条 業務外の傷病により休業する期間(欠勤、欠勤期間および休職期間)年は給与を支給しない。

(育児時間の取扱い)

第12条 育児時間(1日2回各30分)は無給とする。

(休日の取扱い)

第13条 就業規則に定める特別休暇は無給とする。

第3章 本 給

(初任給の決定)

第14条 初任給は、年齢、学歴、経験年数、前歴、従事する職種または職務を総合勘案し、別途定める「基本給テーブル」に従って決定する。

(昇 給)

第15条 本給は原則として毎年1回考課評価のうえ昇給を行うものとし、昇給の時期、率または額およびその他必要な事項はその都度定める。

第4章 手 当

第16条 諸手当については、次のとおりとする。

- 2 役職手当は、職務に対し責任を持って遂行でき、また部下の指導・支援ができる職員に支給する。
(1)リーダー手当 10,000円
- 3 通勤手当は、経済最短距離の交通機関を利用して通勤する者に対して支給する。
なお、通勤手当は6カ月単位で支給し、6月と12月に支給する。

(割増賃金の取扱い)

第17条 年俸額には、年間時間外労働100時間、休日労働月1回程度を前提とする割増賃金を含むものとする。ただし、職員がこれを超えて時間外勤務をした場合は、下記の規程に従い、時間外勤務手当を支給する。

時間外勤務手当	$\frac{\text{年俸額}}{\text{1年間の所定労働時間数}}$	$\times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$
---------	-----------------------------------------	--------------------------------------

第5章 昇給

(昇給)

第18条 昇給は、本人の職能、勤務成績などを勘案して、原則として毎年2月に行う。

第6章 賞与

(賞与)

第19条 賞与は、業績その他の事情を勘案して支給する場合がある。

(支給対象期間)

第20条 賞与の支給対象期間は、原則として次のとおりとする。

上半期 1月1日から6月30日までの6カ月間

下半期 7月1日から12月31日までの6カ月間

(支給時期)

第21条 賞与の支給時期は原則として次のとおりとし、支給時に在籍する者に支給する。

上半期 7月 下半期 12月

(支給基準および支給額)

第22条 賞与の支給基準および支給額等についてはその都度定める。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京	事業年度	平成31年1月1日～令和元年12月31日
-----	----------------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取入会金	315,000円
正会員受取会費	4,925,000円
受取寄付金	25,489,906円
受取大会参加負担金	2,062,500円
受取助成金等	5,125,760円
データベース構築・運用事業収益	247,500円
スポーツボランティア研修会収益	586,500円
受取利息等	7,702円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	38,759,868円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

印刷物等の寄付による現物寄付(2,222,512円)あり。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	平成31年1月1日～令和元年12月31日	18人	0人	0%	0人	0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人スペシャル オリンピックス日本・東京	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		18人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
岡松 武司		理事		○							平成21年3月7日就任
湯浅 泉		理事		○							平成19年3月3日就任 平成31年3月9日退任
安田 準		理事		○							平成17年2月20日就任 平成31年3月9日退任
遠藤 有子		理事		○							平成25年4月1日就任 平成31年3月9日退任
清原 れい子		監事		○							【理事】 平成25年4月1日就任 平成29年3月11日退任 【監事】 平成29年3月11日就任 平成31年3月9日退任
白岩 洋子		理事		○							平成25年4月1日就任 平成31年3月9日退任
田島 玲子		理事		○							平成25年4月1日就任
前島 伸行		監事		○							【理事】 平成25年4月1日就任 平成31年3月9日退任 【監事】 平成31年3月9日就任
峰岸 和弘		理事		○							平成23年4月1日就任
山崎 多美子		理事		○							平成25年4月1日就任 平成31年3月9日退任
大島 勉		理事		○							平成27年3月14日就任
角川 勲		理事		○							平成27年3月14日就任
菅谷 淳		理事		○							平成27年3月14日就任 平成31年3月9日退任
岩田 圭一		理事		○							平成29年3月11日就任
坂本 光敏		理事		○							平成29年3月11日就任 平成31年3月9日退任

役員の内訳

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況								
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	就任・退任 年月日	
島田 文人		理事		○								平成29年3月11日就任
真壁 理		理事		○								平成29年3月11日就任
上田 孝二郎		監事		○								平成29年3月11日就任
井上 謙		理事		○								平成31年3月9日就任
高波瀬 隆志		理事		○								平成31年3月9日就任
佐野 守		理事		○								平成31年3月9日就任
園部 さやか		理事		○								平成31年3月9日就任
高木 幸子		理事		○								平成31年3月9日就任
根岸 眞子		理事		○								平成31年3月9日就任
星野 昌亮		理事		○								平成31年3月9日就任
松矢 英晶		理事		○								平成31年3月9日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	随時	7年
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	随時	7年
貸金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	7年
固定資産台帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	随時	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓					
イ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京
-----	----------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ